

会 議 概 要

会 議 名	市民参加のしくみづくり検討委員会 第 11 回委員会	
日 時	平成 18 年 7 月 1 日(土) 午前 9 時 20 分～11 時 00 分	
場 所	八王子労政会館 3 階第 5 会議室	
出席者氏名	委 員	大杉寛、保井美樹、大森一美、齊藤広子、服部星秀、市川晶子、林春紀、水野恵子、鈴木雅徳、阿部冽、中川和郎
	説明者	総合政策部長 西田和夫 政策審議室主幹 木内基容子
	事務局	主査 石渡正起、主事 三宅智之、主事 羽生勇次
欠 席 委 員	前野修、石田雄一、山口幸男	
議 題	1 開 会 2 議 事 (1) 第 8 回会議録の確定について (2) 報告書骨子案について 3 事務連絡	
公開・非公開の別	公開	
傍 聴 人 の 数	3 名	
決 定 事 項、 確 認 事 項	<p>【第 8 回会議録の確定について】 修正案のとおり了承。</p> <p>【委員からの意見・修正案等を踏まえた修正・追加バージョン報告書骨子案について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 構成は概ね案のとおりでよい。 はじめに ・ 検討委員やフォーラム参加者から出された事例は、別に参考資料として添付する。 八王子市の市民参加の現状 ・ カタカナ用語の使用は必要最小限とし、使用するならば注釈などで誰でも分かるように説明する。 ・ 現状の市民参加については、市民活動が活発化していることも含めもう少し記述を補強する。その上で、課題を明示し、解決策を提案していくような展開とする。 市民参加条例についての基本的な考え方 ・ 「活動」という記述は削除し「行政」「議会」「民間」をセクターとして捉えた表現とする。ただ具体的なことが分かる表現にしなければならない。 ・ 「知恵、金、情報、労働力」の順番と表現についても検討が必要である。 ・ 市民参加が市民の権利であることを、大原則として入れる。 ・ どのようにまとめれば市民に趣旨が伝わるのかを考える必要がある。キーワードは「はじめに」に基本原則として記述する。 市民参加条例に規定すべき事項 ・ 子どもは子どもとして今でも大切な存在である。このことは市民の定義ではなく、基本的な考え方の中で記述する。 ・ 情報提供、説明責任については、「市民が納得できることが望ましい」という趣旨を明記する。 ・ 個別的事項(1) 市民参加の手法は、市民参加の機会と合わせて統括的事項の中で記述する。 ・ 個別的事項を、マネジメントサイクルにのせて説明した方がよいのか、検討会での議論の多い順にした方がよいのかについてはもう少し検討を要する。 <p>【次回委員会の日程と検討事項の確認】 次回日程 7 月 1 5 日(土) 10 時 00 分から 市役所 9 階 903 会議室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提言書骨子案の残りの議論を行う。 ・ 本日議論が進んだ範囲での報告書文案を用意する。 ・ 報告書の最終確認のために、あと 1 回委員会を開催する方向で日程調整する。 	